

グローバル化時代における「教育への国家関与」研究の意義

黒 木 貴 人*

Significance of Research on “National Involvement in Education” in Globalization Era

Takahito KUROKI

Key words : 教育への国家関与 National Involvement in Education, グローバル化 Globalization, 計画・評価・アカウンタビリティ plan/evaluate/accountability, 教育の無償化 Free Education, リカレント教育 Recurrent Education

1. はじめに

「教育への国家関与」はいかにあるべきか。それは特に戦後わが国の教育行政学や教育政策研究が常に問い続けてきたテーマである。近年当該領域の研究においては、世界各国で進行している新自由主義的教育政策に対し、上記の関係性を問う視点から批判的な論が展開されることも少なくない。新自由主義は、それまで中央が有していた権限を地方や民間セクターなどより下位機関へ委譲することがその特徴の一つである。そして、市場原理に基づきそれぞれの機関が競争的にその活動の質を高めていくことが志向される。そのために、下位機関はすべて自由にそれぞれの権限を行使できる訳ではなく、中央が定めたナショナルスタンダードに基き質保障をしていくこととなる。わが国の教育政策においては、1984年に首相直属の機関として設置された臨時教育審議会での議論が一つの嚆矢となり、特に1990年代後半以降新自由主義的教育政策は進行し、教育基本法の改正も経てその流れは続いている。すなわち、学校選択制や民間人校長の登用など、学校教育にかかる自由化・市場化が進んだ。それと同時に、国の教育振興基本計画の策定が義務化され、それらを踏まえ実行された教育の成果は学校評価や教員評価として社会に広く公表することが求められていることに代表されるように、教育の結果責任が厳しく問われるようになってきている。

これらの流れに対するいくつかの批判を見てみると、例えば佐貫は、「国家が教育の管理と支配を新しい方法によって強力に進める事態が出現」したことにより、「国家と教育、権力と教育の関連を律する規範が、大きく揺らいでいる」と論じている¹⁾。また小玉は、「各学校や教師に権限が委譲され、指導法や指導内容について自由裁量

の余地が広がれば広がるほど、教育の結果責任は各学校や教師の遂行性に帰せられ、かえって現場の自由を抑圧していく可能性が強まる」と警鐘を鳴らしている。一方で、このように新自由主義的教育政策が様々な歪みを生じさせている今だからこそ、「従来の教育研究が前提としてきた政治と教育の関係のとらえ直しの作業が重要な課題」であるとしている²⁾。つまり今、「教育への国家関与」について、新たな視点からの研究が希求されているのである。

そのような関心に基づき、本稿ではこれからの時代、とりわけグローバル化が進展する昨今に求められる「教育への国家関与」研究を進めていくための基礎的な検討を行い、その理論的視座を得ることを目的とする。

なぜこのような作業を行うのか。それは上記のようにグローバル化において同時進行する新自由主義的教育政策が「教育への国家関与」の在り様について再考を迫っているからである。同様の指摘はこれまでも様々な論者から叫ばれている。例えば熊谷は「教育政策をめぐる1980年代以降の動向と現状の問題を理解するうえでのポイントは、自由化路線とナショナリズムとの関係をどのように読み解くか、にあるといってよい」と指摘している³⁾。さらに広田は「70年代から80年代にかけての社会主義イデオロギーの退潮、89年の冷戦の終結、といった事態が起きてくると、対立軸そのものが揺らいでこざるをえません。……少なくとも、旧来の『国家 対 教育運動』という一元的な軸では、もはや教育の現実をとらえきれなくなっていることは明らかです」と述べている⁴⁾。

また、「教育への国家関与」という文脈で戦後中心的な論争となったものに、家永教科書裁判に端を発する「国民の教育権」対「国家の教育権」の議論、いわゆる「教

* 広島文化学園短期大学保育学科

育権論争」がある。しかし、これは当時の政治的状況から派生したものとしてイデオロギー論争の様相を呈し、教育学研究の中で自律的な学問世界が成立し得なかったという批判にさらされている⁵⁾。ただし、そのような中でも「国民の教育権」の理念を現在の状況に応用し、「教育の公共性」を論じるものもある⁶⁾。

いずれにしても、新自由主義が国際的なレベルで進展しているにも関わらず、そのような時代において国家がどのように教育政策に関わっていくのか、という点についての理論的合意がなされているとは言い難い。広田らが「国家も市場も共同体も、いずれも大きな変容を経験しつつあることだけは確かである。これらの大きな社会変動を、教育研究者がどのように理解し、どのように教育研究に結びつけていくかは、これからきちんと考えられるべき重要な問題である」と投げかけたことは、未だ解決しない課題として残されている⁷⁾。世取山は新自由主義教育改革を米国における理論から検討し「それ（新自由主義—筆者）は自発的交換の場である『市場』を重視するゆえに国家の縮小をもたらすのではなく、市場を統制の新しいテクノロジーである競争として位置づけるからこそ、国家のパワーの強大化を招くものなのである」と⁸⁾新自由主義化における国家の集権的性格を浮き彫りにしており、その指摘は本稿にとっても極めて重要である。

グローバル化時代において、我々を取り巻く様々な技術や社会全般の価値観が加速度的に変化していく。そのような社会の変化に密接に関わるのが教育政策である。上記の指摘のように、グローバル化時代において「教育への国家関与」の在り方が未だ不鮮明である一方で、教育に対する国家のパワーが強大化しているとするならば、仮に我々が知らないあいだに間違った教育政策が実施されたとしても修正することが困難となる。逆に言えば、「教育への国家関与」の在り方を今問うて行くことは、国家が進める教育政策を厳しく見つめ、正しい方向性を考えていくことにつながると言えよう。

以上を踏まえ、以下では近年のわが国における「教育への国家関与」をめぐる諸点を整理し、上記目的への接近を試みる。

2. 「教育への国家関与」をめぐる今日的状況

(1) 計画・評価・アカウントビリティ

近年、教育のあらゆる場面で「計画」「評価」を重視する傾向が強まっている。国家は、教育にかかる全体的な方向性・計画を立て、その方向性・計画に示される内容を各セクションが目に見える形で成果を生み出しているかを管理・監督する役割を担っている。具体的に言えば、国家は教育基本法第17条の規定に基づき「教育振興基本計画」を策定し、それに従い教育政策を実施する。各自治体は国家の教育振興基本計画を参酌し、それぞれの地

域の特性や課題を踏まえた計画を作成することが求められている。各学校は国の法規・計画や各自治体の計画・条例に基づき、教育目標を作成する。各学校の教員は、学校教育目標を踏まえ当該年度の目標を設定し、教育実践に当たる。それらに関連し、小中高の学校教育においては、学校評価を行うことが法的に義務付けられ、教員評価もより厳密に行われるようになってきている。加えて、近年では児童生徒による授業評価を行う学校も増えてきている⁹⁾。

このように、国家の計画は学校の末端にまでその履行を求めることになり、その成果の如何が定期的に評価されるのである。いわゆるPDCAサイクルの実践が、各セクションにおいて徹底化されているのである。直近では改訂された学習指導要領において「カリキュラム・マネジメント」の文言が記載された。これは学校という組織や管理職に留まらず、各教員レベルでのPDCAサイクルの実践、および組織の定める目標の達成に向けた各教員の努力を、学習指導要領という法的拘束力をもつ文書で徹底が図られたということの意味しよう。

そのような評価を重視する傾向は、教育に対する社会からの厳しいまなざしを反映しているともいえる。公教育は国民・地域住民の収める税金からその財政が成り立っている。そのため、税金により実施されている公教育がどのような成果を生み出しているのかを国民・地域住民に対して説明する必要がある。これがアカウントビリティ（説明責任や結果責任と訳される）の重視である。

子どもの学習成果に関するアカウントビリティ、可視化という点に関して国全体で取り組んでいる施策の代表例として、毎年実施される全国学力・学習状況調査があげられる。同調査は2007年度から開始され、現在では47都道府県及び政令指定都市の平均正答率が公表されるようになった。2017年改訂の学習指導要領で「主体的・対話的で深い学び」を児童生徒に促していくことが明記されたように、同調査においてもただ単に教科書に示された知識を覚え正答することだけを求めているわけではない。「主体的・対話的で深い学び」により、「生きて働く『知識・技能』」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の学力の三要素をバランスよく獲得していくことを目指し、問題も「主として『知識』に関する問題」（A問題）「主として『活用』に関する問題」（B問題）から構成されている。

しかし、その学力をはかる尺度がテスト等で示される点数にばかり焦点があてられると、本来目指すべきものが見失われかねない。可視化され、誰にでもわかるような教育成果を生み出さなければいけないという傾向は「教育の商品化」ともいわれる。「教育の商品化」が進むことにより、「学習の成果は学校や行政の成果へとハイジャックされてしまう。生徒の成果は、教師の成果へと

すり替わってしまう」との指摘は非常に鋭い¹⁰⁾。教育の成果の可視化は、教育を実施する教育機関や教師に留まらず、子どもたちにも色濃く影響を与えていると言えよう。すなわち、本来子どもたちの学力の定着を見定め、測るためのテストの点数であるはずが、良い点数を取ることが目的化され、教師や行政機関は良い点数を取らせることに忙殺されてしまう危険性がある。教育成果が補助金や給与などに紐づけられると、その懸念はなおさら強まるだろう。

子どもの視点から教育の成果の可視化を捉え直すと、学んだことを用いて新たな課題に立ち向かったり、新たな知見を発見したりすることが目指されるべき学びであるはずである。しかし、目に見える点数が過度に重視されると、子どもは新たに学んだことをどう用いて問題を解くかという「用い方の答え」を求めようとするケースも出てくるのではないだろうか。

このように計画・評価・アカウンタビリティを徹底化する一連の潮流は我が国に限らず、グローバル化が進む昨今において各国に共通する傾向である。例えば1970年代後半サッチャー政権以降のイギリスにおいては「中央-LEA（地方教育当局一筆）-学校との関係を、市場原理の競争と自然淘汰を利用して組み替え直す」教育政策が進行し、「『ポスト福祉国家』としての『品質保証国家』」へと変貌している様子が指摘されている¹¹⁾。また、ロシア連邦においても近年、高等教育機関の教育成果を点数化し公表するなどの可視化政策が進められているが、「教育・学習活動を国家的制度枠組みの『義務』」として国家が計画をつくり、「教育の成果を目に見える形で示すことが行政側、さらには教育者・学習者の『責任』とされている」様子が看取される¹²⁾。

これら一連の計画・評価・アカウンタビリティを、「教育への国家関与」の視点から改めて整理してみよう。まず、国家は「品質保証」をするための計画や評価の指標を指し示す。そして自治体や教育機関はその計画に従いそれぞれの目標を立て、その達成に向けて尽力する。すなわち、国家は中央集権的に教育政策を実施するのではなく、あくまで各自治体や教育機関の特色を生かした実践を促し、それを評価する役割を担っている。これらは一般的に地方分権や地域主権、または市場原理主義とも呼ばれるが、そこに潜む国家の集権制を見逃してはならない。品質を保証するということは、逆に言えば品質が保証できない場合は厳しい対応を迫るということでもある。各自治体や教育機関は、国家が指し示す「良い品質」を実現するための努力、目に見える結果を示すための努力をすることになる。そのため、成果の上がない場合は優れた成果を示している事例に習い、品質改善に努めるのである。全国学力・学習状況調査結果の公表を受け、結果の悪かった自治体が結果の良かった自治体を詣でる動きが出たことは、その最たる例と言えよう。つまり、

国家の求める「最高品質」を求めるがゆえに、それぞれの実践が結局は一つの方向性へ収斂してしまうという集権的性格が、現在の教育政策には見られるのである。ロシアの教育研究者からは「国家的な教育のモニタリングは、(中略)『教育への権利』を保障するというより、『教育の強制』につながる」との鋭い指摘がなされている¹³⁾。いわば、計画・評価・アカウンタビリティをめぐっては、分権化の名のもとに進む集権化をどのように捉えていこうかが問われていると言える。

(2) 「人づくり革命」をめぐる論点

次に、わが国における直近の具体的な政策動向を「教育への国家関与」の視点から捉えてみたい。ここでは、目下政府与党の肝いりで推進されている「人づくり革命」に焦点を当てる。

2018年6月、内閣府のもとに設置された人生100年時代構想会議が「人づくり革命基本構想」を取りまとめ、閣議決定された。この基本構想は①幼児教育の無償化、②高等教育の無償化、③大学改革、④リカレント教育、⑤高齢者雇用の促進の5つから成っているが、ここでは①、②、④について取り上げ、「教育への国家関与」の視点から整理する。

①「教育の無償化」政策

「人づくり革命」における「教育の無償化」政策は、「幼児教育の無償化」と「高等教育の無償化」の2つに大別される。それぞれの概要を上記基本構想から確認したい。

まず「幼児教育の無償化」であるが、「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えること」を目指し、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用が無償化となる。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外、いわゆる認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された子どもを対象として無償化となる。具体的に対象となるのは、幼稚園の預かり保育、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすものとされている。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとなっている。

実施時期は、当初2019年4月と2020年4月という段階的实施が構想されていたが、消費税増税に伴う痛税感を和らげることも意図し、2019年10月からの全面实施を目指すこととなっている。

次に、「高等教育の無償化」であるが、「貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である」との問題意識のもと、低所得家庭、具体的には住民税非課税世帯（年

収270万円未満)の子どもたちへの授業料減免措置を実施することとなった。国立大学の場合はその授業料が免除となり、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図ることとされた。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応を図ることとなった。1年生に対しては、入学金について、国立大学の場合は免除し、公立大学の場合は国立大学の入学金を上限とした措置がなされる。私立大学の場合は私立大学の入学金の平均額を上限として措置がなされる。短期大学、高等専門学校、専門学校への進学者に対する措置は、大学に準ずるとされた。また、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子どもについても、段階的な支援を行う旨が明記された。

ただし、経済的要件を満たせば無条件に無償化の措置がなされるわけではない。大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認することが求められている。加えて進学後も、1年間の単位取得状況やGPA等の成績によっては支援を打ち切ることとされた。

さらに、支援対象となる学生だけでなく、受け入れる大学にも一定の要件を求めている。すなわち、卒業単位の1割以上を実務家教員が担当するものにする、大学の理事に産業界等の外部人材を複数任命していること、シラバスの作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること、財務状況や教育活動等、大学の経営情報を広く開示していることなどである。

これら無償化政策に関しては、批判の声も少なくない。保育の無償化に関しては、根本的な待機児童問題の解決にならないのではないか、経済的に豊かな家庭も一律無償になることで、格差が逆に拡大するのではないか、という批判である。さらに専門家からは、「無償化だけが議論され、施設を評価する仕組みがないこと」が批判されており、保育の質向上のために必要な資金を充てるべきだと指摘されている¹⁴⁾。高等教育の無償化に関しては、特に高等教育機関側からの反対意見が目立つ。毎日新聞が国立大学86大学に対し行ったアンケート調査では、約7割が反対している。理事の外部人材登用に関し、その意図を疑問視する声が多数のようである¹⁵⁾。さらに、首都圏を中心に全国124大学が加盟する日本私立大学連盟も、政府が進める大学無償化が国立と私立の格差助長につながりかねないとの声明を発表し、理事の外部人材登用に関しても「自主的に向上を図ってきた私学の伝統を覆しかねない」と批判した¹⁶⁾。

このような政策と現場の齟齬は、なぜ生じているのか。そこに「教育への国家関与」を考えるためのシーズを見出すことができると考えられる。言葉を換えれば、国家はなぜ無償化を推進したのか、国家を無償化へ突き動か

す背景には何があるのか、ということになろう。ここで、具体的な国会の中での議論の様子を見てみたい。国会における教育無償化に関する議論は実はかなり古くからなされてきたが、具体的に実現する見通しは長らく立ってこなかった。国会議事録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>)にて「教育 無償化」に関して戦後から現在に至るまでどのような議論がなされているかを検索すると、確認できる範囲では大きく4つの区分が指摘できる。第1に、日本国憲法第26条に示される「義務教育無償の範囲」をめぐる議論。検索でヒットするもっとも古い1963年から1970年代後半に至る議事録にて、学校給食や教科書等が無償性の範囲に含まれるのか否かが議論されている。第2に、1970年代後半から1990年代にかけて「国際人権規約」批准をめぐる議論。関連して第3に、「児童の権利に関する条約」批准をめぐる議論。ともに中等教育・高等教育の無償化に関する条項をどうとらえるかについて議論がなされているが、政府関係者は無償化の漸進的導入について努力することや前向きに考えていく旨答弁しているが、具体的にどのように実現するかは示されてこなかった。それが2000年代中盤から、大きく事態は動き出す様子が見られる。第4の、幼児教育を含めた「無償化実現」に向けた議論である。これらの動向を端的にまとめると、2000年代に至るまではグローバルな文脈での人権論を中心とする理念的な側面から無償化が議論されてきた。翻って2000年代に差し掛かると、国内で子どもの貧困や経済的な格差があらゆる面で浮き彫りとなり、現実的な課題解決の側面から無償化に向けた議論が本格化してきたと考えられる。ペリー就学前プロジェクトに代表されるような、貧困対策としての幼児教育への投資効果に関する実証的な研究が国際的に活発化してきたことも、それらの議論を後押ししているともいえる。加えて、2012年以降安倍内閣が長期にわたり政権を握り、安定的に(時に強権的に)政策実現されるようになったことも、無償化政策が一気に進んだ背景の一つであると言える。

ただし、ここで注意しなければならないのは、無償化政策が半ばポピュリズム的政策に陥っていないかどうかである。無償化政策における国家と現場の意識の齟齬も、国家の人気取り的な政策内容が看取される場所にあるのではないだろうか。無償化政策の議論にも長年関与しているある研究者は、「議会アクターやそれに連なる一部の利益集団による原則なきポピュリズムの資源配分が、なし崩しで行われているのではないかと懸念を禁じ得ない状況」を指摘している¹⁷⁾。そして、「子どもに関する資源配分について、どのような子どもを優先すべきか、どのような政策から資源を投入するか、グランドデザインの欠落が、子どもに関する資源配分の迷走の根幹にある」としている¹⁸⁾。

②リカレント教育・生涯学習政策

次に「人づくり革命」の教育に関するもう一つの柱、リカレント教育についてみてみよう。そもそもリカレント教育とは「学校教育修了後の社会人が、技術革新や知識の進歩に対応できるよう職業能力を向上させることを目的に、仕事に就きながら教育休暇などをとり一時的に職場を離れて教育訓練を受けること、生涯にわたって繰り返し学習できるようにすること」と定義される¹⁹⁾。1960年代後半にその理論的萌芽が見られ、1970年代にOECDがリカレント教育の考えを採用し、その後日本も含めて生涯教育・生涯学習の概念が広まっていくことになった。

現在の「人づくり革命」で示されているリカレント教育推進の方向性は、「生産性革命を推進するうえでも、鍵となるもの」であり、「リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつく」ことが目指されている。具体的には、教育訓練給付金の拡充、情報技術分野などの先行分野における産学連携・プログラム開発、在職者向けの土日教育訓練コースの推進、大学における実務家教員育成プログラムの開発・実施などが示されている。

「教育への国家関与」の視点から見た場合、リカレント教育は従来国家が行ってきた公教育の幅を広げることにつながる可能性を持っていると言える。そもそもOECDが1970年代以降から広めようとしたリカレント教育の概念は、「制度的な学校教育を越えて教育機会を再編成」しようとし、「企業が、知識を創造し普及している現実を受けて、経済成長を達成することで社会の繁栄、ひいては社会的福利という最も重要な要素を創造する」ことであった²⁰⁾。これは、国家が社会の変化を受けて、人々が生涯にわたり多様なキャリアを歩んでいくことや国際的に通用する力をつける訓練を受けることを保障しようとするものと捉えることもできるが、先行分野への投資など、一部のエリート養成に傾斜してしまう可能性も秘めている。その場合、リカレント教育推進の恩恵は一部にしか届くことにならず、グローバル化時代を生きる人々の格差を拡大することになる。

そのような指摘は、すでにリカレント教育が提唱された時期からわが国の研究者からもなされていた。例えば市川は、「(リカレント教育には一筆者) 職種・職務内容の変化についていけず、失業の危険にさらされている下層労働者を救済するという狙いもむろん含まれているが、見逃されてはならないことは、ドラスチックな技術革新に直面するのは、むしろ先進的産業の労働者、しかもその比較的上層部分だということである」と指摘している²¹⁾。また持田はさらに踏み込んで、生涯にわたる教育保障を国家が志向することに対して警鐘を鳴らしている。すなわち、「『教育権への生涯的保障』が説かれるとき、せつかくの構想が近代公教育を変革することにはならない

で、逆にこれを拡大し、差別と選別、支配と被支配の教育現実を生涯にわたって拡大再生産することになる。」²²⁾

国家の積極的な教育関与が逆に格差拡大を助長しかねない、というパラドクスは無償化政策、リカレント教育推進ともに共通して懸念すべき点であることが以上の整理から指摘できよう。それを乗り越えるための方途を追求することが、今後の大きな課題として浮き彫りとなっている。

3. おわりに

以上、計画・評価・アカウンタビリティをめぐる近年の動向及び「人づくり革命」に関して「教育への国家関与」の視点から考察を加えてきた。それらから、グローバル化時代において「教育への国家関与」研究を行う意義について以下の3点を示したい。

第1に、「教育への国家関与」は、新自由主義が席卷するグローバル化時代においてその比重が減るどころか、むしろ増している。各セクションにおける教育実践は、国家が指し示す計画を相当程度参酌して進めていくことが求められている。そうしなければ、社会的な信頼も勝ち取ることができず、財政的な保障を得ることができない。つまり、生き残ることが困難となる。確かに、戦前や終戦直後に「国民」を育成することを志向して集権的に国民教育を実施していた時代と様相は異なるものの、グローバル化時代において国家の果たす役割は未だ大きいと言わざるを得ない。だからこそ、結果の品質を管理するという国家の関与の在り方が、不当に教育を支配することのないように監視をする必要があり、そのための研究が求められていると言えよう。

第2に、グローバルな領域において、OECDをはじめとする国際機関が各国の教育政策の方向性を規定する傾向が強まっている。わが国もその例に漏れず、学力調査、教育無償化政策及びリカレント教育を含む「人づくり革命」もその文脈に位置づく。つまり、国際機関-国家-教育政策を結ぶ力学をより正確に捉えていくことが、グローバル化時代における「教育の国家関与」研究では求められており、これまでの研究蓄積の上に新たな理論を構築する必要がある。

第3に、子どもの貧困や格差が世界的に拡大する昨今において、国家がその解決のために教育政策を手厚く展開する傾向が強まっている。しかしながら、それはかつての福祉国家的な考えではなく、新自由主義的な発想で進展しているために、逆に格差拡大を助長するのではないかという批判がある。それを乗り越えるために、「新たな『福祉国家論』」から対抗軸を探る研究グループも存在するが²³⁾、この点についてもグローバル化時代における「教育への国家関与」の新たな側面として研究をさらに進めていくことが求められよう。

本稿では「教育への国家関与」に関し、わずかな側面

しか扱うことができなかった。他にも「教育機会確保法」の成立に伴う公教育理念の再考など、看過できない課題が多くある。加えて、諸外国においてどのように「教育への国家関与」がなされているかをさらに緻密に検討していくことも重要であろう。それらは今後の研究課題としたい。

要 約

本稿は、グローバル化が進展する昨今に求められる「教育への国家関与」研究を進めていくための基礎的な検討を行い、その理論的視座を得ることを目的とする。具体的には、計画・評価・アカウントビリティが重視される昨今の教育政策、および教育の無償化政策、リカレント教育に焦点を当て「教育への国家関与」の視点から考察を加えた。

現在世界各国においては、国際機関の影響などを受け教育政策を立案・実施している。様々な教育課題が山積する中、それらの課題をどのように解決したかという明確な結果を評価することが国家に求められている。教育を実施する各セクションは、そのような国家の方向性のもと、ともすれば一つの方向性へ収斂してしまい、自由が失われかねない状況も出てきている。さらに教育の無償化及びリカレント教育を含む「人づくり革命」は、その目的とは裏腹に格差をさらに助長するのではないかという批判がなされている。

以上の整理から、グローバル化時代における「教育への国家関与」は、その度合いを強めていると捉えられ、その功罪についてさらに多様な側面から研究を進めていくことが求められている。

註 文 献

- 1) 佐貫 浩 (2017) 「安倍内閣の教育改革の全体像と特質—現代把握と新自由主義教育政策の本質を巡って—」『日本教育政策学会年報』第24号, 22頁。
- 2) 小玉重夫 (2016) 『教育政治学を拓く—18歳選挙権の時代を見すえて—』勁草書房, 126頁。
- 3) 熊谷一乗 (2000) 「現代教育政策における自由化とナショナリズム」『日本教育政策学会年報』第7号, 50頁。
- 4) 広田照幸 (2005) 『教育不振と教育依存の時代』紀伊國屋書店, 217-218頁。
- 5) 森田尚人 (2011) 「家永・教科書裁判の歴史的検討」『日本教育政策学会年報』第18号, 26頁。
- 6) 高橋 哲 (2015) 「現代教育政策の公共性分析—教育における福祉国家論の再考—」『教育学研究』第82巻第4号, 13-24頁など。
- 7) 広田照幸, 吉田 文, 本田由紀, 荻谷剛彦 (2012) 「個人化・グローバル化と日本の教育」ヒュー・ローダー, フィリップ・ブラウン, ジョアンヌ・ディラボー, A.H. ハルゼー編/広田照幸, 吉田 文, 本田由紀編訳『グローバル化・社会変動と教育1 市場と労働の教育社会学』東京大学出版会, 302頁。
- 8) 世取山洋介 (2008) 「新自由主義教育政策を基礎づける理論の展開とその全体像」佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義教育改革 その理論・実態と対抗軸』大月書店, 51頁。
- 9) 古賀らの論文においては、当時広島県下で先進的に生徒による授業評価を実施している3つの高等学校を調査研究し、その実態や学校評価、教員評価との関連性について考察している(古賀一博, 小早川倫美, 黒木貴人, 田澤翔吾 (2014) 「広島県下公立高等学校における授業評価に関する事例研究: 教員評価・学校評価との関連性」『教育行政学研究』第35号, 31-49頁)。
- 10) 福田誠治 (2017) 『ネオリベラル期教育の思想と構造』東信堂, 25頁。
- 11) 大田直子 (2004) 「国家の教育責任の新たな在り方」『教育学研究』第71巻第1号, 2頁。
- 12) 黒木貴人 (2018) 「ロシア連邦における近年の教育政策とその研究動向」『日本教育政策学会年報』第25号, 204頁。
- 13) 同上, 205頁。
- 14) 秋田喜代美 「保育園無償化が効果ゼロに終わる3つの理由」(東洋経済オンライン <https://toyokeizai.net/articles/print/228749>, 2018年9月30日閲覧)
- 15) 毎日新聞「政府の要件7割反対 国立大『筋通らず』」(2018年5月17日付)
- 16) 日本経済新聞「無償化, 格差助長と懸念 私大連盟が声明」(2018年9月14日付)
- 17) 末富 芳編 (2017) 『子どもの貧困対策と教育支援 より良い政策・連携・協働のために』明石書店, 29頁。
- 18) 同上, 30頁。
- 19) 福田 (2017) 前掲書, 94頁。
- 20) 同上, 97頁。
- 21) 同上, 98-99頁, 市川昭午 (1980) 「生涯教育と教育の機会均等」『教育社会学研究』第35集, 26頁。
- 22) 持田栄一 (1976) 『生涯教育論』批判』明治図書出版, 84頁。
- 23) 世取山洋介らが「福祉国家構想研究会」を組織し、その研究成果を刊行している(世取山洋介, 福祉国家構想研究会編 (2012) 『公教育の無償性を実現する—教育財政法の再構築』大月書店)。

Summary

This paper aims basic study to promote research on “national involvement in education” required for today’s globalization. Concretely, it is looked at national involvement plan/assessment/accountability, policy of free education, and recurrent education from national involvement.

Presently, educational policy is drawing influence from international organization in the world. Nations evaluate result of educational policy. Under this situations, sections providing education converge with the one direction, and have the potential for losing freedom about education. In addition, policy of free education and recurrent education could not resolve polarization, rather than foment polarization.

As above, in Globalization era, it is making “National Involvement in Education” much more powerful, so we will need much more studying “National Involvement in Education” from along multiple dimensions.